

# 歯科衛生士復職支援事業実施要綱

## 1 目的

歯科衛生士復職支援事業は、市町村、保健所等が実施する保健事業での歯科保健指導及び医療施設における歯科診療補助に従事可能な在宅歯科衛生士の確保並びに資質の向上を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

福岡県

## 3 歯科衛生士復職支援事業の内容

福岡県は、1の目的を達成するために、次の事業を一般社団法人福岡県歯科衛生士会に委託して実施する。

- (1) 在宅歯科衛生士登録及び名簿作成
- (2) 在宅歯科衛生士に対する研修の実施
- (3) 在宅歯科衛生士への就業に関する情報提供、相談、斡旋等

## 4 実施方法

- (1) 就業を希望する在宅歯科衛生士登録

登録希望者については、在宅歯科衛生士として名簿に登録する。

- (2) 在宅歯科衛生士研修

- ① 研修参加を希望する在宅歯科衛生士に地域歯科保健、就業に対応可能な研修を実施する。

- ② 研修は、講習及び実技について行う。

- (3) 在宅歯科衛生士への就業に関する情報提供、相談

県歯科衛生士会は、在宅歯科衛生士に市町村等から地域歯科保健就業についての情報提供相談及び斡旋業務等を行う。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。